

安全・安心なまちづくりの推進に関する協定書

伊丹市（以下「甲」という。）と兵庫県伊丹警察署（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、安全・安心見守りカメラの設置を契機とし、甲と乙の相互理解による信頼と協力関係に基づき犯罪等を減少させ、安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする。

（甲の役割）

第2条 甲は、市内に安全・安心見守りカメラを設置し、適切に管理する。

2 甲は、伊丹市個人情報保護条例（平成17年伊丹市条例第3号）その他の関係法規の規定に従い、安全・安心見守りカメラにより収集した画像情報を、乙が犯罪等の解決のために必要とする場合に限り提供するものとする。

（乙の役割）

第3条 乙は甲に対し、安全・安心見守りカメラの設置に関し必要な情報の提供、助言等を行う。

2 乙は、前条第2項に基づき甲から提供された画像情報をもとに、犯罪等の早期解決を図るものとし、その画像情報については、同項に規定する目的外に利用しないものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年3月23日

甲 伊丹市千僧1丁目1番地
伊丹市

市長 藤原 保幸 ⑩

乙 伊丹市千僧1丁目51番地の2
兵庫県伊丹警察署

署長 築添 史一 ⑩